

# 仕 様 書

## 1 目的

患者が快適に安心して治療を受けられる衛生的な病院環境の整備及び病院の効率的な運営を目的とする。

## 2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 履行場所

名称	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
所在地	名古屋市千種区若水一丁目 2 番 23 号

## 4 用語の定義

- (1) 「受託者」とは、本仕様書に定める業務を受託する事業者をいう。
- (2) 「委託者」とは、名古屋市立大学医学部附属東部医療センターをいう。
- (3) 「病院職員」とは、名古屋市立大学医学部附属東部医療センターの職員をいう。

## 5 洗濯対象品目及び概算数量

洗濯の対象とする品目(以下「洗濯物」という。)及び履行期間の概算数量は、別添 1「内訳書」のとおりとする。ただし、委託者は、状況により必要が生じた場合には、受託者と協議の上、概算数量を増減できるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

## 6 洗濯等の作業における留意事項

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体に汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)についての消毒等は、委託者が処理・実施するものとする。
- (2) 診療用放射性同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、委託者において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し、安全性を確認するものとする。
- (3) 受託者は、洗濯物個々の材質及び汚染状況等に適した方法で適切に洗濯を行うこと。また、洗濯物の汚染状況に応じて血液等のシミ抜き処理を行うこととし、洗濯物の素材を傷めてしまうような処理が必要となる深刻なシミの取扱いについては、その都度委託者と協議し、対応すること。
- (4) 受託者は、汚染物と仕上完成品とを完全に分離し、仕上完成品が細菌等により汚染され

ないよう十分に注意すること。

- (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）その他関係法令で定める基準及び委託者の指示に従い、常に衛生的かつ清潔に行うよう細心の注意を払い、適切に洗濯物の洗濯、保管及び運搬を行わなければならない。
- (6) 受託者は、本業務を一般社団法人医療関連サービスマーク振興会が行う「医療関連サービス認定事業者（寝具類洗濯）」の認定を受けている洗濯施設で実施すること。

## 7 洗濯物の受注及び納品

洗濯物の受注及び納品に当たっては、受託者は、委託者の指定する場所において、委託者の承認を得て、信義、誠実をもって処理すること。

また、別添 1「内訳書」のうち、種類の後部に「※」がついているものについては、ただんで納品すること。「※」がついていないものについてもできる限りかさ張らないように処置をして納品すること。

## 8 洗濯物の搬出入

- (1) 受託者は、委託者の指定する場所に、洗濯専用回収袋（以下「回収袋」という。）付きのカートを準備すること。また、回収袋は、病院職員が必要な時に交換できるように院内に一定の予備を置くこと。なお、回収袋付きのカート及び予備の回収袋はすべて受託者の負担により用意するものとし、その数量及び配置場所については、契約締結後、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の指定する日時に、1 階リネン保管庫に集められた回収袋を、回収袋ごとに区分して搬出すること。
- (3) 受託者は、委託者の指定する日時に、1 階中央倉庫に仕上完成品を搬入し、回収時に回収袋に入っていた洗濯物ごとに区分した上で納品すること。
- (4) 受託者は、原則として、仕上完成品の納品を、発注日を含めて 4 日以内に行うこと。ただし、納品日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日に当たる場合は、委託者の指定した日とする。また、洗濯に 4 日以上要する洗濯物がある場合等特別な事由により規定のとおり納品できない場合は、事前に委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 受託者は、納品時に病院職員による納品検査を受けるものとし、不完全な仕上がり、破損又は発注数量と納品数量の不一致等が判明した場合は、速やかに再度の洗濯・納品、修理・補修等の対応を行うものとする。
- (6) 搬出入スケジュールについては、契約締結後、委託者と協議することとする。

## 9 費用負担区分

洗濯物の洗濯、保管及び運搬に必要な設備、備品及び材料に係る費用は、すべて受託者の負担とする。

## 10 原状回復及び損害賠償

- (1) 受託者は、洗濯、保管又は運搬中に洗濯物の破損又は汚損が生じた場合、受託者の負担により、その修理・補修、洗濯等の必要な措置を講じ、速やかに原状回復しなければならない。
- (2) 受託者は、洗濯、保管又は運搬中に洗濯物の紛失又は著しい破損若しくは汚損等が生じた場合であって、前項に定める原状回復ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、委託者と受託者の協議の上、決定するものとする。

## 11 継続的な業務の遂行

受託者は、天災地変その他の事情により業務の遂行ができなくなった場合においても、洗濯物の洗濯・納品が円滑に継続して行われるように、受託者に代わって契約を履行する代行保証人を定めるものとする。

## 12 支払方法

- (1) 契約代金は、月単位で支払うものとする。受託者は、納品した洗濯物を毎月末で締め切り、翌月 10 日までに請求書を作成し委託者に提出するものとする。委託者は、受託者から有効な請求書を受領した月の翌月 25 日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）に受託者に支払うものとする。
- (2) 本契約において、各品目の単価は消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- (3) 納品書については、単価及び金額を省略する。（記入する場合は、消費税及び地方消費税抜きとし、消費税及び地方消費税を含まない旨を明示すること。納品書に消費税及び地方消費税分が併記される場合には、消費税及び地方消費税は請求書単位でまとめて算出する旨を明示すること。）
- (4) 請求書については、品目ごとに、消費税及び地方消費税を含まない単価、洗濯数量及びそれらに乗じて得た金額を明示した上で、全品目の当該金額を合計した金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「合計金額」という。）を算出し、合計金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を消費税及び地方消費税の額として明示し、合計金額に当該額を加えた金額を請求金額とするものとする。

### 1 3 情報取扱注意項目の遵守

受託者は、この契約を履行するに当たり、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

### 1 4 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項のうち、この契約の履行上当然に必要な事項については、委託者の指示に従い受託者の負担で実施するものとし、その他の事項については、委託者と受託者の協議の上、実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約を履行するに当たり、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）その他関係法令を遵守し、義務付けられている研修・講習を従事者に受講させること。受託者は、この仕様書に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学契約規程その他関係法令に従わなければならない。
- (3) 受託者は、別記「グリーン配送に関する特記仕様書」に留意すること。
- (4) 妨害又は不当要求に対する届出義務
  - ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
  - イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、アの報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (5) 受託者は別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。